

建設工事の工期における余裕期間の設定について

本市では、建設工事について、受注者の円滑な施工体制の整備を図るため、建設資材の調達や労働力確保に要する余裕期間を設定することができることとします。

余裕期間は、工事ごとに発注者が判断し、必要に応じて設定します。余裕期間を設定した工事は、件名の後ろに【余裕工期あり】と表示しています。

《用語の定義》

- 1 余裕期間 …受注者の工事施工体制の整備を図るため、実際の工事期間の前に3ヶ月（発注者が特に必要と認める場合は6ヶ月）を超えない範囲で建設資材の調達や労働力確保のために設定した期間
- 2 実工期 …実際に工事を施工するために要する期間で、始期と終期を明示した期間
- 3 全体工期 …余裕期間と実工期を合わせた期間

1 制度概要

余裕期間を設定する工事については次の①～③の方式があります。

- ① 発注者が実工期の始期を指定する方式（**発注者指定方式**）
- ② 発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者が実工期の始期を選択する方式（**任意着手方式**）
（実工期は変更されないため、終期は自動的に決まります。）
- ③ 発注者があらかじめ設定した全体工期の中で、受注者が実工期の始期（発注者が示した工事着手期限までの任意の日）と終期を決定する方式（**フレックス方式**）

※ ②及び③の方式については、契約締結後において、工事の始期を変更する必要がある場合は、監督職員と協議のうえ、余裕期間の変更が可能です。なお、終期が変更になる場合は変更契約が必要です。

2 取扱い

1 余裕期間の設定について

余裕期間の設定内容については、工事ごとに仕様書に記載することとします。

2 契約書類等について

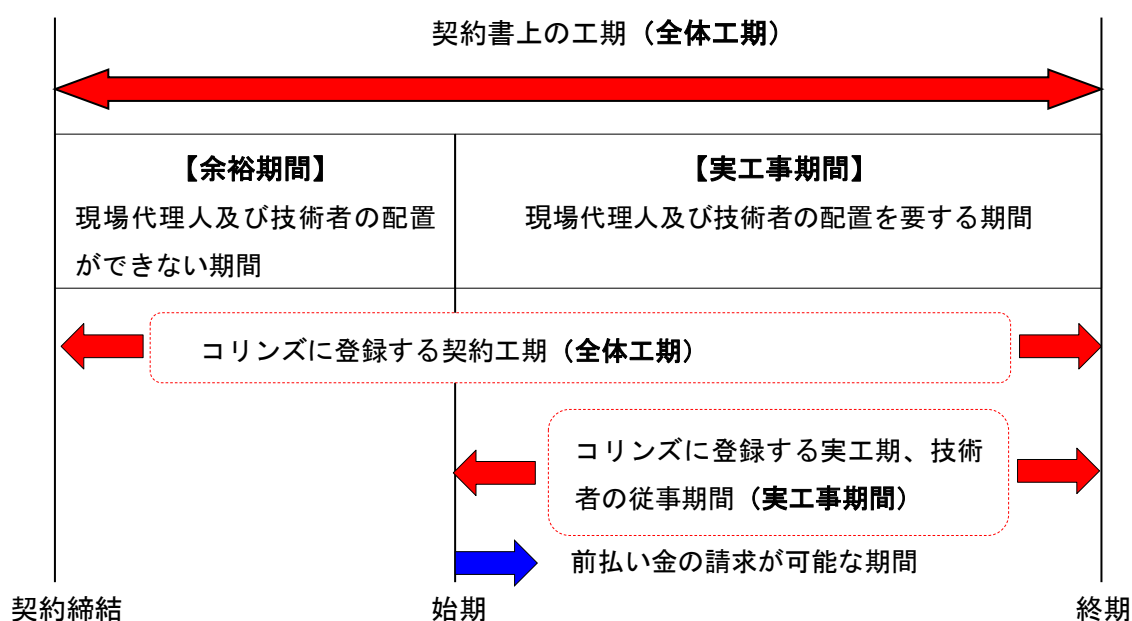
- （1） 工事請負契約書に記載する工期は、全体工期とします。
- （2） 契約の保証は全体工期についての保証が必要です。
- （3） コリンズの登録は、契約工期は全体工期、実工期及び技術者の従事期間は実工期とします。
- （4） 前払金については、実工期の始期以降でなければ請求をすることはできません。

3 現場代理人及び主任（監理）技術者の配置について

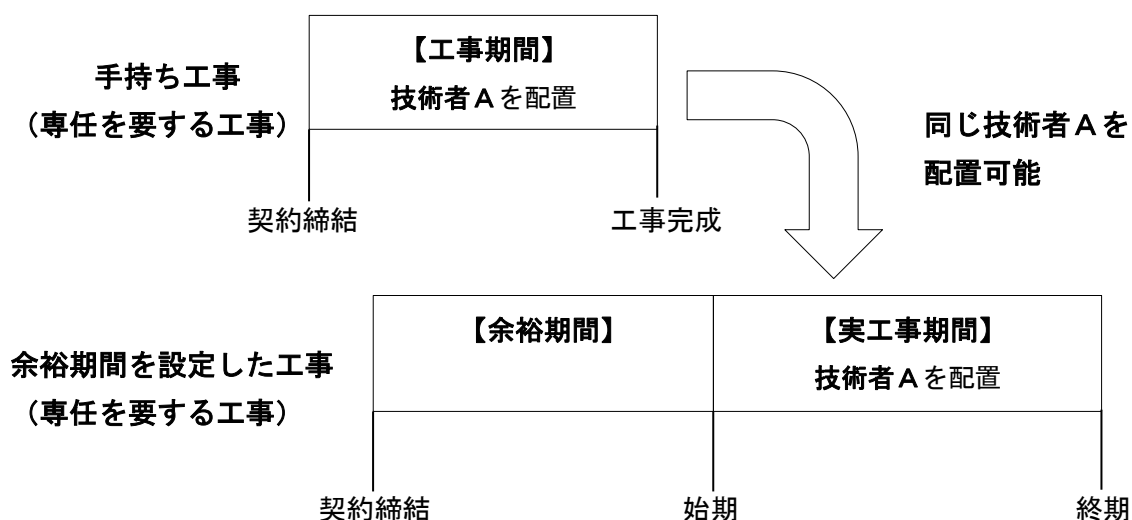
（１） 現場代理人及び主任（監理）技術者の配置については以下のとおりとします。

- ア 実際の工事の開始は、実工事期間の始期として設定した日となることから、同日以前の余裕期間に、現場代理人や主任（監理）技術者の配置をすることはできません。
- イ 余裕期間を設定した工事と手持ち工事の関係について、実工事期間が重複しなければ、専任を要する工事であっても、同じ技術者を配置することも可能となります。
- ウ 任意着手方式及びフレックス方式については、契約締結後、余裕期間内に建設資材の調達や労働力の確保が図られた場合、監督職員と協議のうえ余裕期間の変更により工事着工が可能です。変更後の着工届を監督職員へ提出のうえ必要な技術者を配置してください。

◆余裕期間を設定した工事



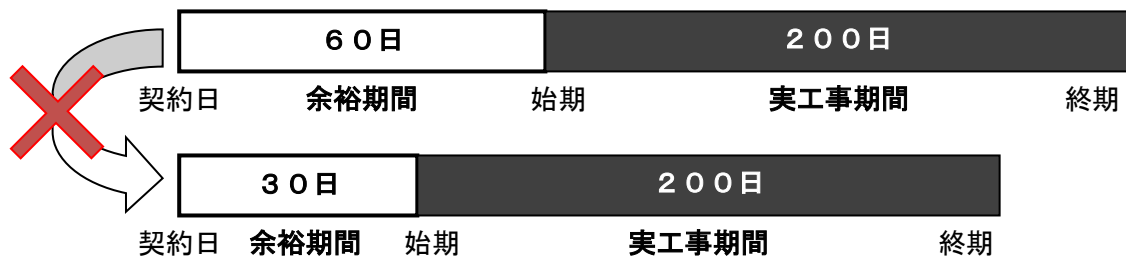
◆手持ち工事と余裕期間を設定した工事の関係



◆余裕期間の制度について

① 発注者指定方式：余裕期間内で実工事期間の始期を発注者があらかじめ指定する方式

◎ 余裕期間の変更は出来ません。

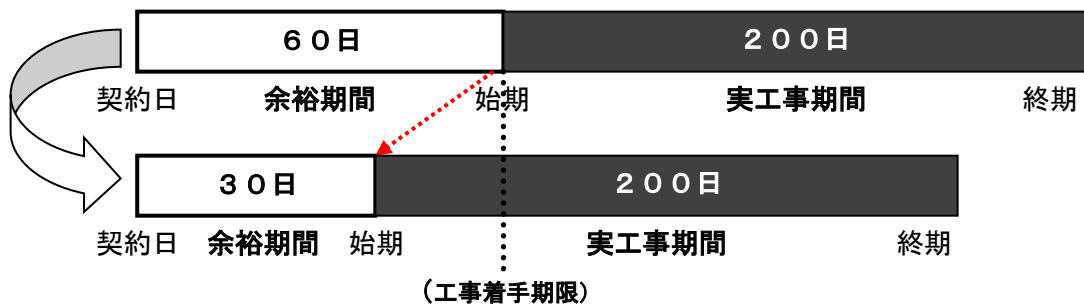


② 任意着手方式：受注者が実工事期間の始期を工事着手期限までの間で選択できる方式

◎ 受注者の意向により、余裕期間の短縮が可能です。

◎ 余裕期間が変更されても、実工事期間は変更できません。

◎ 契約締結前に、工事契約課に工期通知書を提出して下さい。



③ フレックス方式：受注者が実工事期間の始期と終期を全体工期内で選択できる方式

◎ 受注者の意向により、余裕期間の短縮及び実工事期間の変更が可能です。

◎ 始期については発注者が示した工事着手期限までの任意の日とします。

◎ 実工事期間の終期は、工事完了期限後には設定できません。

◎ 契約締結前に、工事契約課に工期通知書を提出して下さい。

